

令和元年度 公明党 行政調査報告書

1 調査年月日

令和元年 8 月 6 日(火) ～ 8 月 8 日(木)

2 調査項目及び調査地

【調査項目】

- (1) 認知症対策「神戸モデル」について
- (2) 障がい者雇用の取り組みについて
- (3) こころのケアと支援の取り組みについて

【調査地】

兵庫県 神戸市
岡山県 総社市
兵庫県 尼崎市

3 議員名

齊藤 佐知子
相馬 芳佳
裏 君子
徳田 哲
奥野 妙子

4 調査報告書

別紙のとおり

5 その他

江別市議会公明党 行政調査報告書

調査日時 令和元年 8 月 6 日(火) 13:30~15:00
調査地 兵庫県神戸市
調査項目 認知症対策「神戸モデル」について
報告者 齊藤佐知子

【神戸市の概要】

神戸市は、阪神・淡路大震災から早期の復旧・復興を図るため、2兆9千億円もの膨大な復興関連事業費の投入、多額の市債発行などにより、非常に厳しい財政運営を行わなければならなかった。こうした状況においても、市民のくらしと安心・安全を守るという行政の使命を果たすため、現在に至るまで切れ目のない取り組みを続けた結果、危機的な財政状況を脱し政令指定都市の中枢と言える状態まで回復することができた。

これからの「神戸づくりの指針」を実現するための実行計画である「神戸 2020 ビジョン」の実効性を担保していくため、平成 28 年から 5 年間の取り組みについて、組織の最適化、行政経営システムの改革、公営企業・外郭団体等の改革、市民本位の行政サービスの提供、財政の健全化と透明性の向上、歳入の確保、歳出の見直し、公有財産の適正管理の 8 つを指針とする計画「神戸市行財政改革 2020」を策定した。

今後は、「神戸 2020 ビジョン」に掲げる施策の推進と財政の健全性の維持、行政サービスの質の向上、業務効率の向上による重点施策への人員・財源の再配分、神戸市役所の組織力強化と職員の資質・スキルの向上を目指し、取り組みを進め、「若者に選ばれるまち・誰もが活躍するまち」をテーマに推進していく。

人 口	1,524,422 人(平成 31 年 3 月 1 日現在)
世 帯 数	717,681 世帯(同上)
市域面積	557.02km ²

【認知症対策「神戸モデル」について】

「認知症になっても安心して暮らしていけるまちへ」

1. 神戸市の現状

1) 75歳以上高齢者の大幅な増加が見込まれる

2024年の75歳以上人口は2010年比1.64倍。

2) 要支援・要介護認定者の状況

要介護の認定率がH12年4月は、26,040人(10.1%)が、H30年3月時点で84,550人(20.0%)と3倍以上。

3) 要介護認定率

H30年3月時点 全国18.0%、兵庫県19.1%、神戸市20.0%と他都市と比較して、神戸市認定率が高い。

4) 高齢者世帯の状況

市内高齢者世帯に占める65歳以上の単身世帯割合がH27年99,962人36.0%と全国の27.3%より高い。また、市内高齢者世帯に占める共に75歳以上の夫婦世帯の割合はH27年24,168人で8.7%と全国8.0%より高い状況。

5) 認知症声医者現状

H31年3月(神戸市での推計値)

高齢者人口 42.8万人

認知症高齢者数 6.4万人

MCI(軽度認知障害) 5.6万人

2. 神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例

○H28年9月、神戸市でG7保健大臣会合が開催

*「神戸宣言」として認知症対策をより推進していくことが盛り込まれた

○認知症の人やそのご家族を社会全体で支えていくまちづくりを推進するため、「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」を制定

*H30年4月施行

*認知症対策に特化した条例は政令市初

(目的)

認知症の人にやさしいまちづくりの理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本を定め、もって認知症の人にやさしいまちの実現に資することを目的とする。

(基本理念)

- (1) 認知症の人の尊厳が保持され、その者の意思が尊重され、社会参加を推進し、安全に、かつ、安心して暮らし続けられるまちを目指すこと。
- (2) 認知症の人とその家族のより良い生活を実現するために必要な支援を受けられるよう、まち全体で支えること

予防及び早期介入

・WHO、神戸医療産業都市、大学、研究機関等との連携による取り組み

治療及び介護の提供

- ・早期診療体制の確立
- ・認知症初期集中支援チームの全区実施
- ・認知症疾患医療センターの拡充→7か所に増

事故の救済及び予防

- ・認知症と診断された人による事故に関する救済制度の創設
- ・認知症の疑いがある人の運転免許自主返納推進
- ・移動手段の確保、地域での生活支援

地域の力を豊かにしていくこと

- ・交流できる環境や社会参加の場の整備
- ・中学校区単位での認知症高齢者等への声かけ訓練の実施
- ・行方不明高齢者早期発見事業の実施
- ・市民への啓発、児童、生徒への教育の推進

3. 全国初の神戸モデル

1) 神戸モデルとは

認知症の人やその家族が、安全・安心に暮らし続けていくことができるよう、全国に先駆けた神戸発の新たな取り組み

1. 新たな取り組み(H31年1月28日開始) 早期受診を支援

2. 新たな事故救済制度(H31年4月1日) 認知症の方が事故に遭われた場合に救済

2) 新たな認知症診断助成制度(H31年1月28日開始)

認知症の早期受診を支援する2段階方式の診断助成制度

《第1段階》

認知機能診断【地域の医療機関】

- ・認知症の疑いの有無を診るための検診で年に一度受診できる
- ・スクリーニング検診(65歳以上の市民が対象)
- ・受診料は無料(受診券必要。事前に市に申請)
- ・第1段階 登録医療機関:個別実施(元年6月時点 381箇所)

〈使用ツール〉

- ・改訂長谷川式簡易知能評価スケール(HDS-R)
- ・問診票①(BPSD等のチェック:医師会作成)
- ・問診票②(DASC-21)

《第2段階》

認知機能精密検査【専門の医療機関】認知症の有無と病名の診断を行う検査

- ・第2段階 保険診療:登録医療機関 (6月時点 64機関(認知症疾患医療センター7機関含む))

〈認知症かどうか診断〉

- ・認知症(病名を記載) アルツハイマー型、レビー小体型、血管性、その他
- ・軽度認知障害(MCI)
- ・認知症でない

【必須の検査】一定の基準で検査

- ・画像検査(頭部MRIあるいは頭部CT)
- ・認知機能検査(MMSEなど)
- ・血液検査
- ・日常生活動作の評価(DASC-21、CDRなど)

☆保険診療の自己負担分を後日、申請に基づき全額返済

【診断助成制度の実施状況】

①診断助成制度・申し込み状況(元年6月末まで)

申し込み数 9,391人

受診券発送数 9,085人

②診断助成制度・受診状況(元年5月末まで)

認知機能検診(第1段階)受診者数 3,371人

認知機能精密検査(第2段階)受診者数 653人

③事故救済制度・申し込み状況(元年6月末まで)

賠償責任保険申し込み数 2,288人

GPS申し込み数 424人(うち契約数77人)

【制度の概要】

・認知症と診断された方対象

① 賠償責任保険に市が加入…認知症の人が責任を負った場合最高2億円支給

② 事故があれば24時間365日相談…コールセンターで相談対応

③ 所在が分からなくなった時のかけつけサービス…GPSの初期費用・かけつけサービスを提供

* 月額利用料は別途必要 ・全神戸市民が対象

④ 事故に遭われた市民に見舞金支給…認知症の人が起こした火災や傷害などの事故に対応

【付帯事業】

○GPS導入支援

初期費用及び、所在が分からなくなった場合のかけつけサービス費用を市が負担

・かけつけサービスは1年に最大6回まで無料、7回目以降は利用者負担

○コールセンター設置

事故発生時の相談対応:24時間365日 0120-259315(じこきゅうさいこうべ)

【事故救済制度の申し込み方法】

○賠償責任保険制度

申込書を市へ郵送→市が受理した日から保険機関が開始

○GPS安心かけつけサービス

申込書を市へ郵送→後日、委託事業者から契約の案内をする

【神戸モデルの費用と財源】

・市民の皆様に、広く負担を頂く仕組みを導入

費用は約3億円＝診断助成制度・事故救済制度

財源は約3億円＝市民の皆様に年間一人400円のご負担で財源を賄う

4. 行政視察を終えて

「神戸モデル」のポイントは、65 歳以上の高齢者が自己負担なしで認知症診断を受けられる診断助成制度を導入している点にあり、もう一つは、事故救済制度で事故を起こして賠償を求められた場合も委託する民間会社から最大2億円賠償金として請求者に支払われます。加えて、認知症の人の賠償責任の有無にかかわらず、市が被害者に見舞金を支給します。市民税を年間 400 円上乘せすることでその財源としています。神戸市は、認知症の人やその家族を社会全体で支えていくまちづくりを推進していくために「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」を制定し、認知症の人とその家族のより良い生活を実現するために必要な支援を受けられるよう、まち全体で支えることを基本理念としています。事故救済制度を賠償金と見舞金の「2 階建て方式」にしたのは、「認知症の人が火災や傷害などの事故を起こした際、賠償責任の有無の判断が難しいケースでも、被害者の救済を優先するため」とのことです。認知症は、もはや個人の問題ではなく、今を生きる全ての人に関係者であり、だからこそ皆で支えていきたいとのこと。神戸市の取り組みを参考に、これからの認知症対策は江別市としてもまち全体で支える体制が必要であると考えます。

以上

江別市議会公明党 行政調査報告書

調査日時 令和元年 8 月 7 日(水) 10:00～11:30
調査地 岡山県総社市 総社市役所
調査項目 障がい者雇用の取り組みについて
報告者 徳田 哲

【総社市の概要】

かつて、この地に「古代吉備王国」が存在した。瀬戸内の温かな気候、風土を背景に、弥生時代末期から古墳時代の5～6世紀にかけて繁栄し、大和・出雲と並ぶ強大な勢力を誇っていた。その中心とされる地域が現在の総社市とその周辺であり、吉備文化発祥の地ともいわれている。律令制下では備中国の国府が置かれ、平安末期には備中国中の324社の神々を1つに祀った「総社」が建立される。地名「総社」もここからおこったといわれている。

桃太郎伝説のモデルとされる吉備津彦命と鬼神・温羅の伝説が古来より残り、温羅の居城でもある「鬼ノ城」跡がある。また、画聖・雪舟の生誕の地でも知られ、備中国分寺や大小多数の古墳など遺跡・史跡が非常に多い。

現在の総社市は平成17年3月に総社市、都窪郡山手村、清音村の1市2村が合併したに伴い、新設された。人口流入が多い岡山県南西部に位置し、人口は微増傾向にある。

人 口 69,123 人(令和元年 6 月末現在)
世 帯 数 28,016 世帯(同上)
市域面積 211.90 km²

《障がい者千五百人雇用推進条例について》

1. 『障がい者千人雇用推進条例』の制定

障がいのある方が社会に参画し、住み慣れた地で安心して暮らしていくためには就労の場が必要である。平成 23 年、当時の総社市には就労期(18～65 歳)の障がい者が約 1,200 人いることを踏まえ、平成 27 年度末までに障がい者 1,000 人の雇用を達成することを目標として『総社市障がい者千人雇用推進条例』を制定した。条例では目的や基本理念を定め、市や事業主などの責務、市の施策の基本となる事項などが示されている。

2. 事業の経緯 ～『千人雇用』から『千五百人雇用』へ

○平成 23 年 4 月 『障がい者千人雇用』がスタート

平成 27 年末までの 5 か年計画として「障がい者千人雇用」がスタート。ハローワーク、企業関係者等で組織する「障がい者千人雇用委員会」が設置され、課題抽出を行う。

○平成 23 年 7 月 『就労支援ルーム』の設置

市とハローワーク総社が「福祉から就労」支援協定を締結。ハローワーク総社内に「就労支援ルーム」を設置し、市職員 2 名が常駐する。

○平成 23 年 10 月 総社商工会議所と包括協定を締結

会員企業に対し、助成制度の周知やセミナー、雇用意向調査、福祉的事業所の見学等を開始。

○平成 23 年 12 月 『障がい者千人雇用条例』を制定

障がい者千人雇用実現のための基本的事項や市・企業・市民の役割を明文化する。

○平成 24 年 1 月 市主催の障がい者就職説明会を開催

市主催で、ハローワーク総社、雇用開発協会、商工会議所と共に、障がい者と企業の出会いの場をつくる。

○平成 24 年 4 月 『障がい者千人雇用センター』を設置

マッチングと生活支援の拠点、障がい者就業・生活支援センター及びハローワークから職員を派遣。総社市社会福祉協議会に委託。

○平成 25 年 4 月 千人雇用をライフステージ支援として位置付け

千人雇用を中心に、就学前・就学時の支援、安心した老後のための居住支援を視野に入れて政策を検討。

○平成 26 年 6 月 『就労移行支援金制度』の創設

福祉的就労から一般就労へ移行し、6 か月以上経過した方へ 10 万円を支給する独自施策を実

施。

○平成 29 年 5 月 『障がい者千人雇用』事業による就労者 1,000 人達成
平成 29 年 5 月の集計により 1,003 人となり、目標としていた 1,000 人を達成。

○平成 29 年 9 月 『障がい者千五百人雇用』事業として再スタート
数値目標の下、障がい者の生活の質の向上・圏域への波及等を図る。

3. 障がい者千五百人雇用事業の体制

○障がい者千五百人雇用センター(5 名)

登録者に対してマッチングから生活までマンツーマンでサポートを行うとともに、企業など就労先へのアフターケアも担当する。

○ハローワーク総社(6 名)

平成 23 年 7 月より、ハローワーク総社2階に「就労支援ルーム」を設置。「福祉から就労」に向けてワンストップで付き添い型の綿密な支援を実施。

○総社市役所(5 名)

ハローワーク等との共催により、障がい者向け就職面接会を実施。市の広報誌等を活用して障がい者雇用をアピールしている。

上記の 3 か所、「三本の矢」で継続的に支援を実施している。

4. 障がい者千人雇用事業による成果と課題について

○成果

・「市県民税納税者」

平成 24 年度 235 人 ⇒ 平成 29 年度 247 人

・障がい者の「給与収入総額」

平成 24 年度 約 10 億 9,700 万円 ⇒ 平成 29 年度 約 12 億 4,900 万円

それぞれ上記のように増加し、着実に納税者・社会参加が増えていると考えられる。

○課題

・障がい者の「平均給与収入」

平成 24 年度 2,750,144 円 ⇒ 平成 29 年度 1,983,079 円

一方で短時間就労の増加などに伴い、平均給与は減少している。工賃など、収入の向上が今後の課題となっている。

5. 障がい者千五百人雇用事業の展望について

千人雇用達成時、その内訳は総社市民が約7割、それ以外が約3割であった。今後においては、総社市外の圏域への波及、生活の質の向上、課題やニーズに対して適切に支援を行う体制を目指していく。

また、ライフステージ毎に一貫した支援を行うことを目指しており、

- ① 乳幼児・就学期(0～18歳)
- ② 青年壮年期(18～65歳)
- ③ 高齢期(65歳～)

それぞれにあった支援を行うことで、障がい者一人ひとりが自立し、安心して暮らせる社会の実現、「全国屈指の福祉先進都市」を目指している。

6. 行政調査を終えて

総社市は2万㎡におよぶ市有地の無償提供を行うなど、新設の県立支援学校誘致のために様々な努力を重ねてきた。しかしながら平成22年、最終的に隣の倉敷市に建設が決定したため、「支援学校を卒業した後の、働く場所は総社市が担う」という考えにシフトし、障がい者1,000人の雇用を目指すという一大プロジェクトを実施することになった。

江別市も道立養護学校誘致をおこなっているが、最も大きな課題は障がい者の自立であることを考えると、子供たちが学校を卒業した後、江別の地で安心して暮らしていける環境をどのように作っていくのかを本気で考えていかなければならない。そのために総社市の取り組みが大変参考となるのは間違いないと感じた。本気になれば道は拓ける。どんな人も一緒になって共生していける江別市を目指して、今後も努力して参りたい。

以上

江別市議会公明党 行政調査報告書

調査日時 令和元年 8 月 8 日(木) 10:00~11:30
調査地 兵庫県尼崎市 尼崎市役所
調査項目 こころのケアと支援の取り組みについて
報告者 奥野 妙子

【尼崎市の概要】

尼崎市は兵庫県の南東部に位置する、人口 45 万人の中核市である。市域の東は神崎川、左門殿川を隔てて大阪市と、猪名川を挟んで豊中市と接し、北は伊丹市と、西は武庫川を境に西宮市と接し、南は大阪湾に面している。

明治時代、紡績工場の開業で工業としての第一歩を踏み出した尼崎は、高度経済成長をリードしてきた。南部に工業地域、中央部に商業地域、北部に住宅地が広がる形で発展を続けている。平成 28 年には、市制施行 100 周年を迎えた。

また、工業地帯が住宅地として大きく変貌を遂げたまちの今後の発展性や、すぐれた交通利便性などが高く評価され、平成 30 年には「本当に住みやすい街大賞 2018 in 関西」で JR 尼崎駅周辺が第一位に選ばれ、近年は人口増加にも転じている。

人 口 451,492 人(令和元年 7 月 1 日現在)
世 帯 数 218,048 世帯(同上)
市の面積 50.72km²

【こころのケアと支援の取り組みについて】

《調査項目》

- 1 疾病対策課で行っている精神保健事業の取り組みについて
- 2 各関係機関(保健センター、医療機関、家族会など)の連携体制について
- 3 相談対応の現状と課題について

1. 疾病対策課で行っている精神保健事業の取り組みについて

尼崎市では、健康福祉局 保健部に「疾病対策課」があり、精神保健関連事業「精神保健事業」、「自殺対策強化事業」、「地域精神保健福祉対策事業」の3つを担当している。疾病対策課で行っている主な取り組みは下記の通り。

- ・良い支援を考える事例検討会等人材育成
- ・精神障害者地域支援連絡会(関係機関連携体制の構築)
- ・措置入院者等、継続支援チームによる退院後支援事業
- ・兵庫県立尼崎総合医療センター精神科病床の入退院届けや実地指導

・地域保健課精神保健業務とりまとめ など。

「入院医療中心から地域生活中心へ」の改革ビジョンのもと、精神障害者も地域の一員として安心して暮らせることを目指している。

2. 各関係機関(保健センター、医療機関、家族会など)の連携体制について

南北に保健福祉センターがあり、センター内の地域保健課ではこころのケアに関する業務を行っている。精神保健福祉相談員、保健師による相談も随時行っており、市職員とも連携し、ご本人やご家族の希望がある場合、家庭訪問するなど地域に密着した体制を構築している。

また、精神科医によるアウトリーチ事業、精神グループ活動、精神障害者家族教室を開催するなど、各関係機関とも連携を図っている。

3. 相談対応の現状と課題について

精神疾患患者の実数を把握することはできないが、平成 30 年 3 月末現在で自立支援医療(精神科通院)受給者は 7,806 人、精神障害者保険福祉手帳所持者は 4,678 人となっており、毎年増加し続けている。

中核市ではあるが、市内で精神科単科の入院はできず、身体合併症のみ 8 床という現状に課題もありとのこと。その分市内には 17 か所の専門クリニックがあり、通院対応をしながら、近隣の他市に入院するケースがある。

精神保健相談は平成 29 年度で 6,923 件、訪問指導は 1,420 件、医療に関すること、日常生活上の問題、障害者の社会復帰や自立に関することなどに、精神保健福祉相談員、保健師が幅広く相談に応じている。

4. 行政調査を終えて

印象的だったのは、説明頂いた担当の市職員の方が「尼崎の地域の特性で、関西の人は近隣住民の様子が変だと、すぐに役所に知らせてくるし、放っておけない」との言葉。市内の入院病床がかなり少ない点は驚きもあったが、「入院医療中心から地域生活中心へ」の精神保健医療福祉の改革ビジョンをもとに、地域性を生かした対応をされていると感じた。

こころの病は重症化する前に対応できることが非常に重要であり、南北にある保健センターの相談体制は江別市においても参考としたい。

また、尼崎市の HP の「こころのケアと支援」の項目は、相談することを躊躇し迷われるご本人やご家族に対して、問い合わせ先が非常にわかりやすく掲載されている点や、独自に作成している「精神保健福祉の手引き」も当市でも参考にし、作成にむけて提案していきたいと思う。

以上

(調査の様子、尼崎市役所)

